

令和7年度

共済組合及び互助会事務の手引

地方職員共済組合広島県支部
一般財団法人 広島県職員互助会

【 各制度の担当 】

内 線

短期給付	- - - - -	給付年金グループ	- - 2 2 6 2
------	-----------	----------	-------------

互助会事業	- - - - -	給付年金グループ	- - 2 2 6 3
-------	-----------	----------	-------------

福祉事業（保健事業）	- - - - -	福利グループ	- - - 2 2 6 0
------------	-----------	--------	---------------

貸付事業	- - - - -	福利グループ	- - - 2 2 6 1
------	-----------	--------	---------------

長期給付	- - - - -	給付年金グループ	- 2 2 6 4
------	-----------	----------	-----------

掛金・負担金	- - - - -	管理グループ	- - - 2 2 5 8
--------	-----------	--------	---------------

目 次

【概要】

1	短期給付	
(1)	制度の概要	1
(2)	財源率	2
(3)	被扶養者の認定基準	3
(4)	第三者加害行為による手続	5
(5)	共済組合短期給付一覧	6
2	互助会事業	
(1)	概要	12
(2)	給付事業	13
(3)	福利厚生事業	13
(4)	公益目的支出計画実施事業	14
3	福祉事業	
(1)	概要	15
(2)	保健事業の概要	15
(3)	共済組合の貸付制度	17
4	長期給付	
(1)	年金制度の概要	21
(2)	財源率	22
(3)	一般的事項	23

【手続き】

5	事務手続	
(1)	共済組合	
ア	組合員資格	27
イ	掛金・負担金	29
ウ	短期給付	30
エ	長期給付	31
オ	貸付	32
(2)	互助会	
ア	会員資格	35
イ	掛 金	35
ウ	給 付	35

◎各種様式等は、「福利厚生情報ページ」に掲載しております。

庁内グループウェアの左下 **リンク** のリンク集



各課ホームページの福利課（福利厚生）



中央の列の下 **申請書類ダウンロード**

◎総務事務システムからも申請書類をダウンロードできます。

諸手当各種届出(事象別メニュー)

☆事象☆ をクリックして該当項目を選択し、印刷後共済組合(互助会)に**紙提出**してください。

事象別選択ダイアログ

- ・結婚等した場合
- ・転居した場合
- ・扶養親族が異動した場合(学生継続の場合を含む。)
- ・氏名を変更した場合
- ・本人又は配偶者が妊娠・出産した場合
- ・通勤方法を変更した場合
- ・人事異動があった場合
- ・採用時の手続き
- ・本人又は家族が病気やけがをした場合
- ・本人又は扶養親族が災害や事故にあった場合
- ・育児休業から復帰する(した)場合
- ・本人が死亡した場合
- ・諸届・諸証明等

法 令 等 の 略 称

(略 称)

(法 令 名 等)

地 共 法
地 共 令
地 共 規 程
地 共 定 款
地 共 運 營 規 則
地 共 連 定 款
地 共 貸 規 程
地 共 貸 細 則
定 款
互 助 会 会 員 に 関
す る 規 程
互 助 会 給 付 規 程

地方公務員等共済組合法
〃 施行令
〃 施行規程
地方職員共済組合定款
地方職員共済組合運営規則
地方公務員共済組合連合会定款
地方職員共済組合員貸付規程
地方職員共済組合組合員貸付規程施行細則
一般財団法人 広島県職員互助会定款
一般財団法人 広島県職員互助会会員に関する規程
一般財団法人 広島県職員互助会給付規程

1 短期給付

(1) 制度の概要

ア 法定給付(地共法第 53 条)

共済組合が行う短期給付のうち、法律でその種類が定められているものをいう。

共済組合の法定給付には、民間で働く労働者に適用される健康保険制度にはない、休業手当金、弔慰金、家族弔慰金及び災害見舞金の給付が含まれている。

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付は、雇用保険法に基づく給付に準じたものである。

【法定給付の種目】

区 分	給 付 事 由	給 付 種 目	
		組 合 員 の 場 合	被 扶 養 者 の 場 合
保健給付	病気、負傷	療養の給付 入院時食事療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費	家族療養の給付 家族療養費 家族訪問看護療養費 家族移送費 高額療養費
	出 産	出産費	家族出産費
	死 亡	埋葬料	家族埋葬料
休業給付	欠 勤 等	傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金 育児休業支援手当金 育児時短勤務手当金	
災害給付	災 害	弔慰金 災害見舞金	家族弔慰金

イ 附加給付(地共法第 54 条、地共令第 23 条の2)

附加給付とは、共済組合がその財政上の余裕を基礎として、任意的に法定給付を補足する意味で、法定給付に合わせて行う給付である。

具体的な給付の内容、条件等は、地方職員共済組合の定款で定められている。

【附加給付の種目】

給 付 事 由	給 付 種 目	
	組 合 員 の 場 合	被 扶 養 者 の 場 合
病 気 、 負 傷	(一部負担金払戻金)	家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金
出 産	出産費附加金	家族出産費附加金

(2) 財源率

ア 掛金率及び負担金率

(単位:千分率)

組合員の種類		掛 金 率				負 担 金 率					合 計	
		短期 給付	福祉 事業	計	介 護 納付金	短期 給付	公的 負担	福祉 事業	計	介 護 納付金	短期・ 福祉	介 護 納付金
一般・ 短期組 合員	標準報酬 月額	47.98	1.38	49.36	8.09	47.98	0.91	1.38	50.27	8.09	99.63	16.18
	標準期 末手当											
船 員 組 合 員	標準報酬 月額	46.42	1.38	47.80	8.09	49.54	0.91	1.38	51.83	8.09	99.63	16.18
	標準期 末手当											
知事及 び特別 職の組 合 員	標準報酬 月額	47.98	1.38	49.36	8.09	47.98	0.91	1.38	50.27	8.09	99.63	16.18
	標準期 末手当											
後期高 齢者等 組 合 員	標準報酬 月額	2.52	1.38	3.90	—	2.52	0.91	1.38	4.81	—	8.71	—
	標準期 末手当											
任 意 継 続 組 合 員	標準報酬 月額	95.96	—	95.96	16.18	—	—	—	—	—	95.96	16.18
	標準期 末手当											

(注) 産前産後休業及び育児休業期間は、掛金及び掛金相当部分の負担金免除あり。

イ 掛金の基礎となる標準報酬の月額の最高限度額及び期末手当等の年度累計額の上限額

標準報酬の月額の最高限度額	一 般 職	139 万円
	特 別 職	
期末手当等の年度累計額の上限額	一 般 職	573 万円
	特 別 職	

ウ 期末手当等の範囲

期末手当、勤勉手当、期末特別手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当

エ 標準報酬制では、給料月額が同じ額でも諸手当の多寡により、個人ごとに保険料(本人負担分)が変わります。支給額計の「報酬月額」を標準報酬等級表に当てはめて得られた「標準報酬月額」により標準報酬制における掛金を算定しています。

オ 被用者年金制度の一元化に伴い、短期掛金(医療)・長期掛金(年金)などの毎月の給料から控除されている共済掛金や、傷病手当金などの共済給付・長期給付の算定の基礎が「標準報酬制」により決定します。

(3) 被扶養者の認定基準（地共法第2条関係）

ア 系累上からみた扶養親族の範囲……（別図）

次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものは被扶養者となる。

(ア) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(イ) 組合員と同一世帯に属する

- ・ 三親等内の親族で(ア)に掲げる者以外の者
- ・ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子

（運用方針）

「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。

イ 生計維持関係

次に掲げる者は、「主として組合員の収入より生計を維持する者」に該当しないので、被扶養者として認定されない。

(ア) 年額 130 万円以上（月額 108,334 円以上、日額 3,612 円以上）の所得がある者。ただし、所得全部又は一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であって年額 180 万円以上の所得がある者。

（注） 公的年金等とは国民年金法及び同法第5条第1項に規定する被用者年金各法に基づく年金たる給付、その他の公的な年金たる給付をいう。

(イ) 被扶養者として申告する者について、当該組合員以外の者が扶養手当又はこれに該当する手当を受けている者。

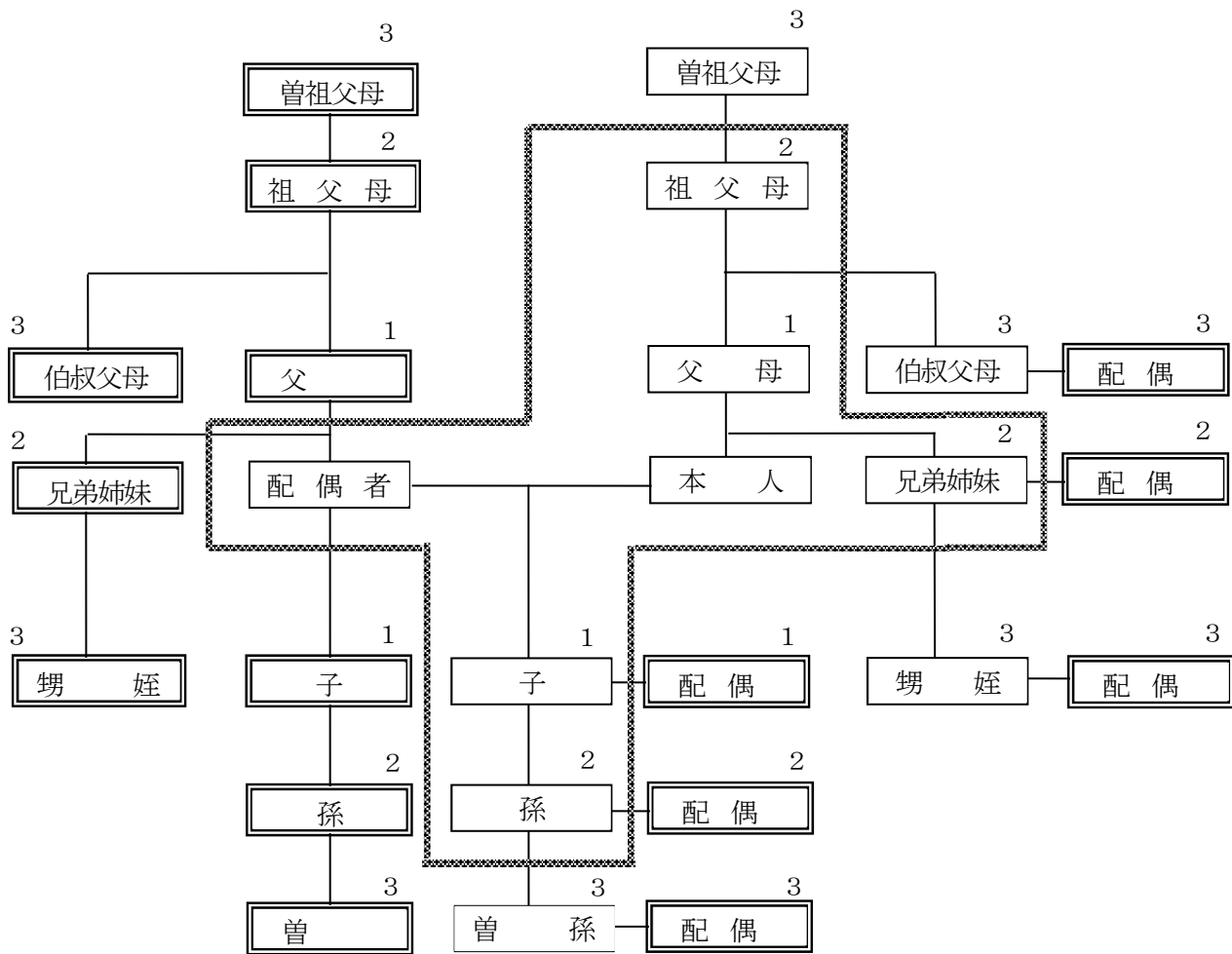
(ウ) 共同で扶養する場合において、社会通念上組合員が主たる扶養者でない者

上記以外等の者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。

（運用方針）

恒常的所得がイの(ア)に定める金額以上であれば被扶養者とはならないが、当該金額未満であっても組合員との生計維持関係がなければ被扶養者として認定できない。

(別図) 三親等内親族図



(注) 1 は血族を表わし、 は姻族を表わす。

- 2 図は本法上の扶養親族の範囲を表わし、 で囲った部分は給与条例の扶養親族の範囲を表わす。
- 3 本法上の扶養親族の範囲には、上記のほか、いわゆる内縁関係にある配偶者の父母及び子も含まれる。
- 4 給与条例の扶養親族の範囲には、 の範囲の者のほか、心身に著しい障害がある者も含まれる。
- 5 配偶者の下に図示された姻族の子、孫等は配偶者が先夫又は先妻との間に設けた子、孫等を意味する。

(参 考)

◎ 所得の定義

所得は、所得税法上の所得をさすものでなく、被扶養者として設定しようとする者の年間における恒常的な収入の総額を示す。

※ 恒常的な収入

年間あるいは月々に一定した収入が引き続き予想されること。資産所得、事業所得等については、所得を得るために社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除した後の額をいう。

なお、雇用保険法に基づく失業給付(雇用保険)、健康保険法に基づく資格喪失後の傷病手当金なども恒常的な収入に含まれる。(日額比較)

ウ 被扶養者の届出、申告について

(ア) 新たに組合員になった者に被扶養者の要件を備える者がある場合

(イ) 組合員に次の事実が生じた場合

被扶養者の要件を備える者が生じたとき

被扶養者がその要件を欠くに至ったとき

(ウ) 学生継続(4月～検認)及び継続(検認)

子、孫及び弟妹並びに地共法第2条第1項第2号ロ及びハに掲げる者を引き続き被扶養者とするときは、18歳以上の学生の場合(高等学校の在学者を除く。)で大学等に進学された時は在学証明書を、22歳以上の学生の場合は在学証明書と所得に関する証明書、学生以外の場合は所得に関する証明書及び申立書を提出すること。

※「その届出を受けた日」とは、所属機関の受付年月日によるものであることから所属機関の長はその受付年月日を明確にしておくこと。

届出が事実の生じた日から30日以内にされない場合には、その届出を受けた日から認定することとなる。

(4) 第三者加害行為による手続(地共法第50条)

ア 給付事由が第三者の不法行為によって生じ保険給付した場合には、組合は本来必要がなかった給付を行うこととなり、不測の損害を被ることになる。これを防止するため、組合が給付の受給権者の有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。

イ 給付がなされる以前に給付を受ける権利を有する者が第三者から損害賠償を受けたとき若しくは損害賠償請求権の全部又は一部を放棄したときは、組合は、その価額の限度で給付をしない。

ウ 給付事由が、第三者によって生じた場合において、給付の支給を受けようとする者は、損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。

提出に必要な書類

- ・ 損害賠償申告書
- ・ 事故発生状況報告書(所定様式)
- ・ 念書(所定様式)
- ・ 交通事故等証明書(警察署発行のもの)
- ・ その他

(5) 他の法令との調整(地共法第62条)

被爆者健康手帳取得届出書

老人医療費受給者証取得届出書

重度心身障害者医療費受給者証取得届出書

ひとり親家庭医療費受給者証取得届出書

乳幼児・こども医療費受給者証取得届出書

参考 1

当組合の短期給付一覧

区分		給付の種類	支給要件	支給額	
法 定 保 険 給 付	保 険	療養の給付 ※1	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から療養を受けた場合	医 療 費 ×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		入院時 食事療養費 ※2	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から療養の給付と併せて食事療養を受けた場合	基準額(食事費) －食事療養標準負担額 (一般 510円/食)	
		入院時 生活療養費 ※2	特定長期入院組合員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気または負傷により医療機関等から食事および病室の提供である療養を受けた場合	基準額(生活療養費) －生活療養標準負担額 (一般1,900円/日)	
	健 康	保険外 併用療養費 ※2	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から評価療養、患者申出療養または選定療養を受けた場合	医 療 費 ×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		療養費	①組合が療養の給付等を行うことが困難であると認めた場合 ②組合員が医療機関等以外の療養機関から療養を受け、組合がやむを得ないと認めた場合 ③組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から受けた療養の費用を支払った場合において、組合が必要と認めた場合	医 療 費 ×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		訪問看護 療養費	組合員が公務外の病気または負傷により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合	指定訪問看護費用 ×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	給 付	移送費	組合員が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院または診療所に移送され、組合が必要と認めた場合	最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	
		家族療養費 ※2	①被扶養者が医療機関等から療養を受けた場合 ②被扶養者が入院時食事療養費・入院時生活療養費の支給要件に該当した場合 ③被扶養者が保険外併用療養費の支給要件に該当した場合 ④被扶養者が療養費の支給要件に該当した場合	医 療 費 ×0.7	義務教育就学前0.8 70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		家族訪問看護 療養費 ※2	被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合	指定訪問看護費用 ×0.7	義務教育就学前0.8 70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
付	給 付	家族移送費	被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院または診療所に移送され、組合が必要と認めた場合	最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	

区分		給付の種類	支給要件				
法 保 給 給 付 付	定 健	高額療養費	療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費および家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額(下記BおよびCの場合は一部負担金等世帯合算額)が、下記の区分に掲げる高額療養費算定基準額(多数回該当の場合は【 】内の額)を超えた場合に、その超えた額を支給				
			70歳未満の者		高齢受給者（70歳以上75歳未満 ※3）の者		
			標準報酬の月額	高額療養費算定基準額 世帯単位（C）	区分	高額療養費算定基準額	
						個人単位 （外来：A）	世帯単位 （入院＋外来：B）
			83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 【140,100円】	現 役 並 み	83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 【140,100円】
			53万円～83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 【93,000円】		53万円～83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 【93,000円】
			28万円～53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 【44,400円】		28万円～53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 【44,400円】
			28万円未満	57,600円 【44,400円】	一般 （28万円未満）	18,000 [年間上限 144,000円]	57,600円 【44,400円】
		低所得者	35,400円 【24,600円】	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
				低所得者Ⅰ		15,000円	
給 給 付 付	給 給 付 付	高齢受給者の 外来療養に係 る年間の高額 療養費	高齢受給者が1年間（8月1日から翌年7月31日までの期間）の外来療養の自己負担限度額の合計が144,000円を超えた場合に超えた金額を支給				
		高額介護合算 療養費	医療保険と介護保険における1年間（8月1日から翌年7月31日）の自己負担額が著しく高額になり、自己負担限度額を超えた場合に支給				
		出産費 および 家族出産費	組合員（1年以上組合員であった者で退職後6月以内である者を含む。）が出産した場合 ----- 被扶養者が出産した場合		定額488,000円 また、産科医療補償制度に加入している分娩機関における出産の場合は、さらに12,000円を加算		
給 給 付 付	給 給 付 付	埋葬料 および 家族埋葬料	組合員（組合員であった者で退職後3月以内である者を含む。）が公務に よらないで死亡した 当時 ----- 被扶養者が死亡した場合		被扶養者がいる場合（被扶養者に支給） ----- 被扶養者がいない場合（実際に埋葬を行った者に支給） ----- 定額50,000円 （ただし、埋葬を行うべき被扶養者のいない組合員が死亡した場合は、実際に埋葬を行った者に50,000円の範囲内で、埋葬に要した費用を支給）		

区分		給付の種類	支給要件	区分
法 定 業 等 給 付	休 業 給 付	傷病手当金	組合員（任意継続組合員を除く。以下、介護休業手当金まで同じ。）が公務外の病気または負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができない場合（支給期間は同一傷病については待期期間3日を経過した日から通算して1年6月間（結核性の病気については3年間））	【原則】（支給開始日以前の継続した組合員期間が12月以上） 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額×1/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） 【例外】（支給開始日以前の継続した組合員期間が12月未満） 「次の①又は②のいずれか低い額」×1/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） ①支給開始日以前の継続した組合員期間の標準報酬月額の平均額 ②前年度9月30日時点の組合平均標準報酬月額（令和7年度は、令和6年9月30日時点の組合平均標準報酬月額380,000円を用いる。）
		出産手当金	組合員が出産した場合（支給期間は出産の前42日（多胎妊娠は98日）から出産後56日の期間までに勤務に服することができなかった期間）	
		休業手当金	①扶養者の病気または負傷（支給期間は全組合員が右の②組合員の配偶者の出産（支給期間は14日） ③組合員等に係る公務外の災害（支給期間由によりは5日） ④組合員の婚姻・配偶者の死亡等（支給期間合は7日） ⑤その他運営規則で定める事由（支給期間は運営規則で定める期間）	1日につき標準報酬の日額×0.5
		育児休業手当金	組合員が育児休業をした場合（支給期間は最長で子が1歳に達するまで（ただし、子が1歳から1歳6月の間は、総務省令に定める場合が続く限り、支給）。パパ・ママ育休プラスの場合は子が1歳2か月（最大1年間）に達するまで。）	育児休業を開始してから180日間 1日につき標準報酬の日額×0.67（給付上限相当額を超える場合は、給付上限相当額） 残りの期間 1日につき標準報酬の日額×0.5（給付上限相当額を超える場合は、給付上限相当額）
		育児休業支援手当金	組合員が対象期間内に育児休業をした場合で、一定の要件を満たした場合	対象期間内に当該育児休業等をした日数（その日数が28日を超えるときは、28日）1日につき標準報酬の日額の13%に相当する金額（給付上限相当額を超える場合は、給付上限相当額）
		介護休業手当金	組合員が要介護家族等を介護するために休業した場合（支給期間は最長で66日間）	1日につき標準報酬の日額×0.67 ただし、給付上限相当額を超える場合は、給付上限相当額

	育児時短勤務手当	組合員が2歳に満たない子を養育するため育児時短勤務をした場合	一支給対象月について、支給対象月に支払われた報酬の額に、次の①又は②の区分に応じたそれぞれの率を乗じて得た額（当該標準報酬の月額と育児時短勤務手当の合計額が支給限度額を超える場合は、支給限度額から当該報酬の額を減じて得た額） ① 支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額（当該標準報酬の月額が基準報酬月額相当額を超える場合は、基準報酬月額相当額とする。②においても同じ。）の90%未満の場合 → 10% ② 支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬の月額の90%以上100%未満の場合 → 当該標準報酬の月額に対する当該報酬の額の割合が90%を超える大きさの程度に応じ、10%から一定の割合を減じた額
災害給付	弔慰金 および 家族弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡した場合 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡した場合	弔慰金＝標準報酬の月額 家族弔慰金＝弔慰金×0.7
	災害見舞金	組合員が水震火災その他の非常災害によりその住居または家財に損害を受けた場合	限度額＝標準報酬の月額×損害の程度に応じた月数

※ 罹災組合員見舞金（共済本部保健事業）

自然災害により、住居又は家財に損害を受けた組合員で、災害見舞金の支給を受けた者に対し30,000円を支給する。

（支給の決定は、災害見舞金の支給（決定を含む。）に合わせて行うため、請求書等の提出の必要はない。）

区分	給付の種類	支給要件	区分
附加給付	家族療養費 附加金	家族療養費に関する自己負担額が25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては50,000円）を超えた場合 組合員の一部負担金または被扶養者の自己負担額（以下「一部負担金等額」という。）を合算することにより合算高額療養費が支給される場合で一部負担金等額が50,000円（上位所得者またはその被扶養者に係るものにあつては100,000円）を超えた場合	自己負担額－25,000円 （上位：自己負担額－50,000円） 一部負担金等額－50,000円 （上位：一部負担金等額－100,000円）
	家族訪問看護療養費附加金	家族訪問看護療養費に関する自己負担額が25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては50,000円）を超えた場合	自己負担額－25,000円 （上位：自己負担額－50,000円）
	出産費附加金	出産費が支給される場合	30,000円
	家族出産費附加金	家族出産費が支給される場合	30,000円

	傷病手当金附加金	傷病手当金の支給期間経過後、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により勤務に服することができない場合(支給期間は傷病手当金の支給期間が終了した日から6月間)	【原則】(支給開始日以前の継続した組合員期間が12月以上) 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月か月の各月の標準報酬の月額×1/22の額(10円未満四捨五入)×2/3の額(円位未満四捨五入) 【例外】(支給開始日以前の継続した組合員期間が12月未満) 「次の①又は②のいずれか低い額」×1/22の額(10円未満四捨五入)×2/3の額(円位未満四捨五入) ①支給開始日以前の継続した組合員期間の標準報酬月額の平均額 ②前年度9月30日時点の組合平均標準報酬月額(令和6年度は、令和5年9月30日時点の組合平均標準報酬月額380,000円を用いる。)
一部負担金払戻金		組合員の一部負担金の額等が25,000円(上位所得者に係るものにあつては50,000円)を超えた場合 組合員の一部負担金の額等を合算することにより合算高額療養費が支給される場合で当該一部負担金の額等が50,000円(上位所得者に係るものにあつては100,000円)を超えた場合	一部負担金の額等—25,000円 (上位：一部負担金の額等—50,000円) 合算後の一部負担金の額等—50,000円 (上位：合算後の一部負担金の額等—100,000円)

(注意事項)

- ※1は、現物給付となる給付である。現物給付とは、組合員が医療機関等の窓口で支払った一部負担金以外の部分について、組合が別途医療機関等に支払う方法である。
- ※2は、原則として、現物給付であるが、組合が認めたときに現金給付となる給付である。現金給付とは、組合員等が保険医療機関の窓口で支払った医療費について、所定の方法によって算定した金銭を組合員に支給する方法である。
- ※3は、70歳に達する日の属する月の翌月以後で75歳の誕生日の前日までの組合員又は被扶養者
- 医療費とは、保険適用範囲のものに限る。
- 医療機関等とは、組合の経営する医療機関または薬局、組合員に対し療養を行う医療機関または薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの、保険医療機関または保険薬局である。
- 療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護、病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護である。
- 一定以上所得者とは、療養の給付を受ける月の標準報酬の月額が28万円以上の者である。
- 多数回該当とは、当該療養のあった月以前の12月以内に既に高額療養費が支給されている月数が3月以上ある場合である。
- 低所得者Ⅱとは、市町村民税非課税者および生活保護法に規定する要保護者(低所得者Ⅰである場合を除く。)である。
- 低所得者Ⅰとは、組合員およびその被扶養者のすべてが市町村民税に係る所得がない者もしくは生活保護法に規定する要保護者である。
- 低所得者とは、市町村民税非課税者等である。
- 標準報酬の月額とは、地方公務員等共済組合法第43条第1項に規定する標準報酬の月額である。
- 標準報酬の日額とは、標準報酬の月額を22で除し端数処理をして得た額である。
- 上位所得者とは、療養の給付を受ける月の標準報酬の月額が53万円以上の者である。
- 給付上限相当額とは、雇用保険法第17条第4項第2号ロに定める額及びハに定める額(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)に相当する額に30を乗じて得た額の50/100(育児休業支援金については13/100、介護休業手当金については67/100)に相当する額を22で除して得た額をいう。なお、育児休業手当金の給付上限相当額は、育児休業を開始してから180日に達するまでの間は14,334円、

その後の期間が 10,697 円（令和 6 年 8 月 1 日以後）、育児休業支援手当金の給付上限相当額は 2,781 円（令和 7 年 4 月 1 日以降）、介護休業手当金の給付上限相当額は 15,778 円（令和 6 年 8 月 1 日以後）である。

16 休業等給付（育児時短勤務手当金を除く。）については、支給期間中に報酬が支給される場合には調整規定がある。

17 支給限度額とは、雇用保険法第 61 条の 12 第 2 項に規定する支給限度額をいう。なお、令和 7 年 4 月 1 日以後の支給限度額は 459,000 円である。

18 基準報酬月額相当額とは、雇用保険法第 17 条第 4 項第 2 号ハに定める額（当該額が同法第 18 条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に 30 を乗じて得た額をいう。なお、令和 7 年 4 月 1 日以後の基準報酬月額相当額は、470,700 円である。

19 家族療養費附加金および一部負担金払戻金は、合算して高額療養費が支給される場合に、基礎控除額 25,000 円（上位所得者又はその被扶養者にあつては 50,000 円）とする特例がある。

(1) 概 要

R7.4.1 現在

団 体 名	一般財団法人広島県職員互助会		設置根拠	条 例
所 在 地	〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県総務局福利課内		設立日	昭和37年12月25日 昭和56年4月1日(財団法人) 平成25年4月1日(一般財団法人)
電 話	082-513-2262		評議員 6人 理事 6人 監事 3人	
代 表 者	理事長 西邊 初江(行政経営部長)			
会 員 数	8,461人			
職 員 数 (内併任職員)	事務局 13人(10人) (共済組合職員兼務2人)	掛 金	・常勤職員(短時間勤務再任用職員を含む) 給料月額の0.6%(被扶養者有) 0.45%(被扶養者無) ・短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務職員 標準報酬月額の0.53%(被扶養者有) 0.4%(被扶養者無)	
		社会保険料控除率	掛金の27%	
掛金収入	令和7年度予算額		164,508千円	
設立目的	この法人は、会員の相互救済及び福利厚生並びに広島県民の福祉の増進を図り、もって公務の円滑かつ能率的な運営を確保するとともに、県民福祉の向上に寄与することを目的とする。(定款第3条)			
	事業(第4条) この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 会員に対する共済事業及び福利厚生に関する事業 (2) 県民の福祉の増進に関する事業 (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業			
事 業	1 給付事業 2 福利厚生事業 3 公益事業(公益目的支出計画に基づく事業)			

〈掛金の取扱いについて〉

新規採用時には、被扶養者無しの掛金率で自動的に計算する。新規採用者及び被扶養者の認定による一人目の被扶養者の場合、被扶養者申告書の提出により認定が確定した後に、給付係にて設定入力を行う。月の途中の新規採用者に被扶養者があるときは、その当該月から被扶養者有りの掛金率となる。

被扶養者の取消により被扶養者がなくなった時は、認定取消確定後に、給付係にて設定入力を行い、その当該月から被扶養者無しの掛金率となる。

差額の追加徴収及び遡及は、当年度内について、自動的に計算する。旧年度分については、給付係にて遡及の手続を行う。

(2) 給付事業

区 分	該 当 者	互 助 会 給 付 内 容
病気療養見舞金	会員・被扶養者	総医療費－共済組合給付額－2,800 円控除(1,000 円未満は切捨て)
	診療レセプト点数を基に、毎月給付計算し、その累計額の7割を年度末に集計し、一括給付 (千円未満切捨て) 会員本人 上限 10 万円 家族 上限 10 万円(一人)	
死 亡 弔 慰 金	会 員 者 配 偶 者	(1) 会員の死亡 10 万円 (2) 配偶者の死亡 3 万円
遺児育英資金	会 員 (死 亡)	未就学児、小学校、中学校、高等学校等に在学する 18 歳未満の遺児1人につき 10 万円
災 害 見 舞 金	会 員	共済の災害見舞金の給付額に応じて ・標準報酬の月額3月分又は 2.5 月分が給付されたとき 100,000 円 ・ " 2 月分又は 1.5 月分が給付されたとき 60,000 円 ・ " 1 月分以下が給付されたとき 20,000 円 ・住居又は家財の 1/5 以上又は平家建の家屋で床上浸水等の損害を受けたとき 20,000 円 ・防災体制又はこれに準ずる緊急事態に対応した業務の遂行に起因して、災害により勤務場所等で損害を受けた自家用車の修理等に相当の出費を要したとき 20,000 円以下の必要な額
介 護 支 援 金	会 員 (介護休暇取得者)	共済組合の介護休業手当金の給付対象期間終了後 介護休暇期間1日につき日額 3,000 円 給付上限額 10 万円
休 業 見 舞 金	会 員	療養のため休職を命ぜられ給料が減額されその後 3 か月を経過後に 10 万円
育 児 応 援 金	会 員	育児休業をした場合に、育児休業に係る子の共済組合の給付対象期間終了後、育児休業継続の場合 10 万円 ※令和 8 年 4 月 1 日以降の給付分から、次のとおり変わります。 《対象期間》 共済組合の育児休業手当金等給付対象外期間に育児休業を取得している期間（土日祝日を除く） 《給付額》 育児休業期間 1 日につき 3 千円（限度 10 万円）

(3) 福利厚生事業

事 業 名	対 象 者	期 日・内 容 等
リフレッシュ事業	4 月 1 日現在において満 40 歳の会員で、会員である期間が 10 年以上である者であつて、リフレッシュ厚生計画等に参加し、所定の事業を行う者	旅行券 30,000 円
がん検診等強化事業	胃検診（全会員） 肺・大腸（35 歳以上） 前立腺がん検診（50 歳以上） 脳ドック検診（40 歳以上）※ 骨密度検査（女性会員）	悪性新生物及びその他疾病の予防と早期発見を図るために検診等を実施する。 (自己負担への助成)

インフルエンザ 予防接種助成事業	全会員	インフルエンザ予防接種ワクチン費用の 3/4 を助成（年度内 1 回）
婚 活 応 援 事 業	会員の婚活イベント等参加費を助成	10,000 円を限度（同一年度内）
健康増進奨励事業	事業年度内を通じて医療機関等にかからな かった会員	健康増進奨励金 5,000 円
育児情報提供事業	2 歳未満の子を養育している会員等	育児情報誌を提供
幹 旋 事 業	会員及び家族	ミュージカルのチケット等の幹旋

※ 1 期（40～45 歳）、2 期（46～50 歳）、3 期（51～55 歳）、4 期（56 歳以上）の各期ごとに 1 回限り。

(4) 公益目的支出計画実施事業

事 業 名	内 容
進 学 激 励 事 業	県内の児童福祉施設に入所している児童が高等学校等に進学したとき 進学激励金 一人当たり 1 万円
地域活動支援センタ ー等活動支援事業	県内の就労することが困難な障害者等の福祉の充実を図るため、就労の促進を図ってい る地域活動支援センター及び作業所等に備品購入費を助成
日本赤十字社広島 県支部への寄附	平成 30 年 7 月豪雨災害と同様の災害が発生した場合、同様の寄附を行う予定（平成 30 年度 100 万円）

3 福祉事業

(1) 概 要

地方職員共済組合広島県支部では、組合員及びその家族の福祉の増進を図るため、次の福祉事業を実施している。

ア 保健事業

イ 貸付事業

ウ 医療事業（診療所（内科、放射線科）の運営）

エ 貯金事業（積立貯金の運営）

(2) 保健事業の概要

ア 事業内容

事業種目	実施時期	事業内容等								
健康教育 健康相談事業 ※1	年間	・運動習慣づくり支援（歩数計の貸出し）								
生活習慣病予防検診 ※1	5～2月 (※2)は年間	・45歳以上及び35歳以上の奇数年齢の組合員の通院ドックに係る自己負担への助成 ・31歳及び33歳の組合員のミニドックに係る自己負担への助成 ・35歳以上の奇数年齢の被扶養者の通院ドック実施 ・がん検診等強化事業に係る自己負担への助成（互助会の助成による共済組合での事業実施） ※年齢は、毎年4月1日現在 ・奇数年齢の組合員の歯科検診・歯石除去費用への助成（当該年度の4月1日満年齢） (※2)								
禁煙治療費助成事業	年間	・医療機関において禁煙治療を完了した場合に受診料等への助成								
職員交流事業 の経費助成	年間	・各地区職員交流事業運営協議会が主体となって計画し、実施される職員交流事業の経費助成								
クラブ活動助成	年間	・組合員が構成するクラブに対し運営経費の一部を助成								
宿泊施設の 利用助成	年間	指定宿泊施設の利用者に対する助成 <table><tr><th>区分</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>交付対象者</td><td>組合員、組合員の配偶者及び子供（子供のうち就労している者を除く。）、組合員の被扶養者</td></tr><tr><td>利用の限度</td><td>(1) 1組合員につき、年間の申請 15 回を限度 (2) 1 回の旅行につき、3 泊を限度</td></tr><tr><td>利用助成額</td><td>1 回当たり 2,000 円×泊数×人数 (2,000 円未満の場合 1,500 円、1,500 円未満は助成なし)</td></tr></table> ・公用の出張及び公用の出張の前後の私的利用については、助成しない。	区分	摘 要	交付対象者	組合員、組合員の配偶者及び子供（子供のうち就労している者を除く。）、組合員の被扶養者	利用の限度	(1) 1組合員につき、年間の申請 15 回を限度 (2) 1 回の旅行につき、3 泊を限度	利用助成額	1 回当たり 2,000 円×泊数×人数 (2,000 円未満の場合 1,500 円、1,500 円未満は助成なし)
区分	摘 要									
交付対象者	組合員、組合員の配偶者及び子供（子供のうち就労している者を除く。）、組合員の被扶養者									
利用の限度	(1) 1組合員につき、年間の申請 15 回を限度 (2) 1 回の旅行につき、3 泊を限度									
利用助成額	1 回当たり 2,000 円×泊数×人数 (2,000 円未満の場合 1,500 円、1,500 円未満は助成なし)									
メニュー事業	年間	・組合員とその家族（家族のみの参加は不可） ① 自己啓発等メニュー（年間上限額：5,000 円） 自己啓発、社会貢献、育児・介護等支援 ② 健康増進等メニュー（年間上限額：4,000 円） 健康増進、文化活動、レクリエーション活動 ※①と②の併用は不可								
テントの貸出し	年間	・県内9機関にテントを配置し、貸出し								
図書の購入・貸出し	年間	・図書室（本館地下1階）の図書を購入・貸出し								
ライフプラン セミナー	8月・9月	・外部講師による講義・演習などを実施 ・Webセミナーまたは集合研修を広島で、57歳を対象とした退職準備型セミナー及び34歳～36歳を対象とした生活充実型セミナーを開催 ※年齢は年度到達年齢（4月2日～4月1日）								
特定健康診査 特定保健指導 ※1	年間	・対象者 40歳以上75歳未満までの共済組合員及び被扶養者 ・特定健康診査 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した腹囲、体重、中性脂肪など21項目の健診を実施 ・特定保健指導 特定健康診査の結果から、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別（動機付け支援、積極的支援）に保健指導を実施								

※1 レセプトや特定健康診査のデータを活用し、それらの分析結果を基に効果的・効率的な保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画に基づき

実施する事業実施する事業

注 任意継続組合員は、福祉事業の一部が受けられる（全部は適用となっていない）。

イ 保健事業の財源

P 2 財源率の表（福祉事業の欄参照）

ウ レクリエーションと公務災害について

地方公務員法第 42 条の規定に基づき任命権者が実施するレクリエーションの実施の際に発生した負傷等の災害については、事前に任命権者による職員レクリエーション実施計画の承認を受けた場合に、公務災害としての補償が受けられる。

なお、労災保険対象者は、補償の対象とはならない。

地方公務員法

第 42 条 地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

(3) 共済組合の貸付制度

ア 貸付制度一覧 (単位：%)

貸付種類		貸付事由	借受資格	貸付限度額	最低保障	年利 率	弁済回数	備 考
普 通		組合員が臨時に資金を必要とするとき。	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	1.26	120月以内	
住 宅		組合員が自己の居住のための住宅の新築、増改築、修理、購入又は敷地の取得のために資金が必要なとき。	組合員期間 1年を超える (※)	給料月額×所定率 (退職手当相当額) 1,800万円限度	1～3年 100万円 3～7年 400万円 7～12年 700万円 12～17年 900万円 17年～ 1,100万円	1.26	360月以内	
災 害 貸 付	一般災害	組合員又はその被扶養者の水震火災等の災害又は盗難等による損害	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	0.93	120月以内	据置あり
	住宅災害 新規貸付	組合員の住宅又はその敷地の水震火災等による災害(1/5程度)	組合員期間 1年を超える (※)	住宅貸付に同じ	1～2年 100万円 2～7年 400万円 7～12年 700万円 12～17年 900万円 17年～ 1,100万円	0.93	360月以内	
	住宅災害 再 貸 付	現に住宅貸付又は住宅災害新規貸付を受けている組合員の住宅又はその敷地の非常災害による損害	組合員期間 1年を超える (※)	給料月額×所定率×2 (退職手当相当額) 1,900万円限度	1～2年 150万円 2～7年 450万円 7～12年 750万円 12～17年 950万円 17年～ 1,150万円	0.93	360月以内	
在宅介護 対応住宅		要介護者に配慮した住宅に係る住宅貸付又は住宅災害貸付を借り受けるとき。	組合員期間 1年を超える (※)	住宅貸付・住宅災害 貸付に300万円限度 に加算	住宅貸付 → 1.00 災害貸付 → 0.93		360月以内	
特 別 貸 付	医 療	組合員又は被扶養者が療養のために資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 100万円限度	—	1.26	120月以内	
	入 学	組合員又は被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が進学のために資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	1.26	120月以内	修業年 数に応じ た据置あ り
	修 学	組合員又は被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が修学のために資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	各月15万円 (年額180万円)	—	1.26	150月以内	
	結 婚	組合員、その被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻で資金が必要とき	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	1.26	120月以内	
	葬 祭	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、兄弟姉妹若しくは配偶者の父母の葬祭を行うため、資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	給料月額×6倍 200万円限度	—	1.26	120月以内	
出 産		組合員又は被扶養者が出産のために資金が必要なとき	組合員資格 取得日から	出産費・家族出産費に 相当する額	—	無利 子	出産費等 支給時に弁 済	
高額医療		組合員又は被扶養者が高額療養費の支給対象となる療養に係る資金が必要なとき。	組合員資格 取得日から	高額療養費に相当する 額	—	無利 子	高額療養費 支給時に弁 済	

※ 借受資格が組合員期間1年を超えることが条件の貸付については、任期が1年を超えない場合は、利用できない。

注 1 随時弁済をする場合は、全部弁済、一部弁済とも毎月 25 日までに指定口座へ振り込む。

2 育児休業・介護休暇期間中は、本人の申請により、元金及び利息について償還猶予の制度がある。ただし、職務復帰後は、各月の返済額と

当該猶予額の1月分を合わせて返済することとなる。

イ 貸付金の利率変動

貸付規程等に定める組合員貸付金利率について、基準利率（地方公務員等共済組合法第 77 条第 4 項に規定する地方公務員共済組合連合会が定める率）の区分に応じた率を基本の利率とし、在宅介護及び災害貸付等について特例利率が適応されます。

平成 29 年 10 月からの基準利率は 0.00% となっており、改正後の貸付種別ごとに適応される組合員貸付金利率は、「基準利率が 1.0% 以下である場合」の区分が適応されます。

平成 30 年 1 月 1 日から

(単位：%)

区 分	普通貸付等	災害貸付	在宅介護
基準利率が 5.0 %を超えている場合	基準利率に 0.26 を加えた率	基準利率から 0.07 を減じた率	基準利率
基準利率が 4.5%を超え、5.0%以下である場合	5.26	4.93	5.00
基準利率が 4.0%を超え、4.5%以下である場合	4.76	4.43	4.50
基準利率が 3.5%を超え、4.0%以下である場合	4.26	3.93	4.00
基準利率が 3.0%を超え、3.5%以下である場合	3.76	3.43	3.50
基準利率が 2.5%を超え、3.0%以下である場合	3.26	2.93	3.00
基準利率が 2.0%を超え、2.5%以下である場合	2.76	2.43	2.50
基準利率が 1.5%を超え、2.0%以下である場合	2.26	1.93	2.00
基準利率が 1.0%を超え、1.5%以下である場合	1.76	1.43	1.50
基準利率が 1.0%以下である場合	1.26	0.93	1.00

・ 毎年 10 月 1 日に地方公務員共済組合連合会が定める基準金利により、貸付利率を決定。

ウ 貸付手続

(ア) 申込方法

貸付を受けようとする者は、貸付申込書に所定の事項を記入し、支部長（理事長）が別に定める書類を添えて支部長に提出する。

(イ) 申込時の添付資料

- a 共通提出書類（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）
 - ・借入状況申告書
- b 貸付けの種類ごとの申込時の添付書類
（5 事務手続一覧表（1）共済組合 オ貸付 「申込時の添付書類」）

(ウ) 貸付けに係る年間スケジュール

貸 付 月	貸付申込書必着日	貸 付 日
令和7年 4月	4月 7日(月) 午前中	25 日(金)
5月	5月 7日(水) 午前中	28 日(水)
6月	6月 5日(木) 午前中	30 日(月)
7月	7月 7日(月) 午前中	28 日(月)
8月	8月 5日(火) 午前中	28 日(木)
9月	9月 5日(金) 午前中	29 日(月)
10月	10月 6日(月) 午前中	28 日(火)
11月	11月 5日(水) 午前中	28 日(金)
12月	12月 5日(金) 午前中	25 日(木)
令和8年 1月	1月 5日(月) 午前中	28 日(水)
2月	2月 5日(木) 午前中	25 日(水)
3月	3月 5日(木) 午前中	25 日(水)

(エ) 貸付額の決定及び決定通知

貸付額の決定については、貸付を受けようとする者の弁済能力を十分に斟酌し、借用事由の所要額が把握できる書類を提出させることにより、当該所要額の範囲内で必要な額を貸付けることとする。

(オ) 貸付制限

- a 貸付保険事故を起こした組合員（既に保険事故を起こした組合員を含む）については、貸付保険事故発生日から 10 年が経過するまでの間は、貸付を受けることができないこととする。ただし、災害貸付、高額医療貸付又は出産貸付を受ける場合を除く。
- b 普通貸付、住宅貸付及び特別貸付にあっては、当該貸付申込に係る弁済金及び当該貸付以外の貸付に係る弁済金（高額医療貸付及び出産貸付に係るものを除く。）並びに他の金融機関からの借入に係る弁済金を全て合算して得た金額が当該組合員の弁済可能額（基本給の 4.5 倍）を超えることとならない範囲内で貸付を決定する。

(カ) 借用証書の提出

貸付決定通知書を受けた組合員は、借用証書を作成し支部長に提出する。

(キ) 完了報告書の提出（高額医療貸付、出産貸付及び一般災害貸付を除く。）

- a 貸付金が初期の目的どおり使用されたか否かを確認するため、事業終了後速やかに必要書類を添付して完了届を提出する。
- b 貸付けの書類ごとの完了報告時の提出書類
（5 事務手続一覧表（1）共済組合 才貸付 「完了報告時の添付書類」）
- c 未提出者又は確認できない者に対し、次に掲げる方法によって事後確認を行う。
 - ・ 事務局職員による実地調査

エ 弁済方法

（ア）共済組合

- a 申込み時に「元金均等弁済」又は「元利均等弁済」を選択する。
- b 弁済回数（弁済額）は、貸付けごとに定める回数の範囲内で自由に設定できる。
- c 随時弁済の場合
 - (a) 貸付金の未弁済元金の全部又は一部を随時弁済する場合は、共済組合に随時弁済申出書を提出し、毎月 25 日までに指定口座へ振り込む。
 - (b) 一部弁済額は、住宅貸付、住宅介護対応住宅貸付及び住宅災害貸付は 30 万円以上、その他の貸付は 10 万円以上。ただし、ボーナス併用で弁済している場合は、11 月での随時弁済はできない。
 - (c) 随時弁済した以後の弁済については、貸付規程に定める弁済期間の範囲内で、自由に弁済期間を設定できる。（随時弁済申出書に随時弁済後の弁済方法を明記）

オ 団体信用生命保険制度（通称「団信」）

（ア）団信は、共済組合の住宅貸付又は住宅災害貸付を借り受けている組合員が、万一死亡又は高度障害となった場合における残存債務額に相当する額を、借受人に代わって保険会社が共済組合に支払う制度。ただし、団信の申込みは、貸付申込み時に限られる。

（イ）なお、団信の適用を受けている組合員が傷害、疾病等によって就業できなくなった場合における住宅貸付の返済金負担額を、保険会社が保険金として借受人に支払う制度として、平成 15 年 1 月に債務返済支援保険制度（通称「あんしん」）が創設された。

4 長期給付

(1) 年金制度の概要

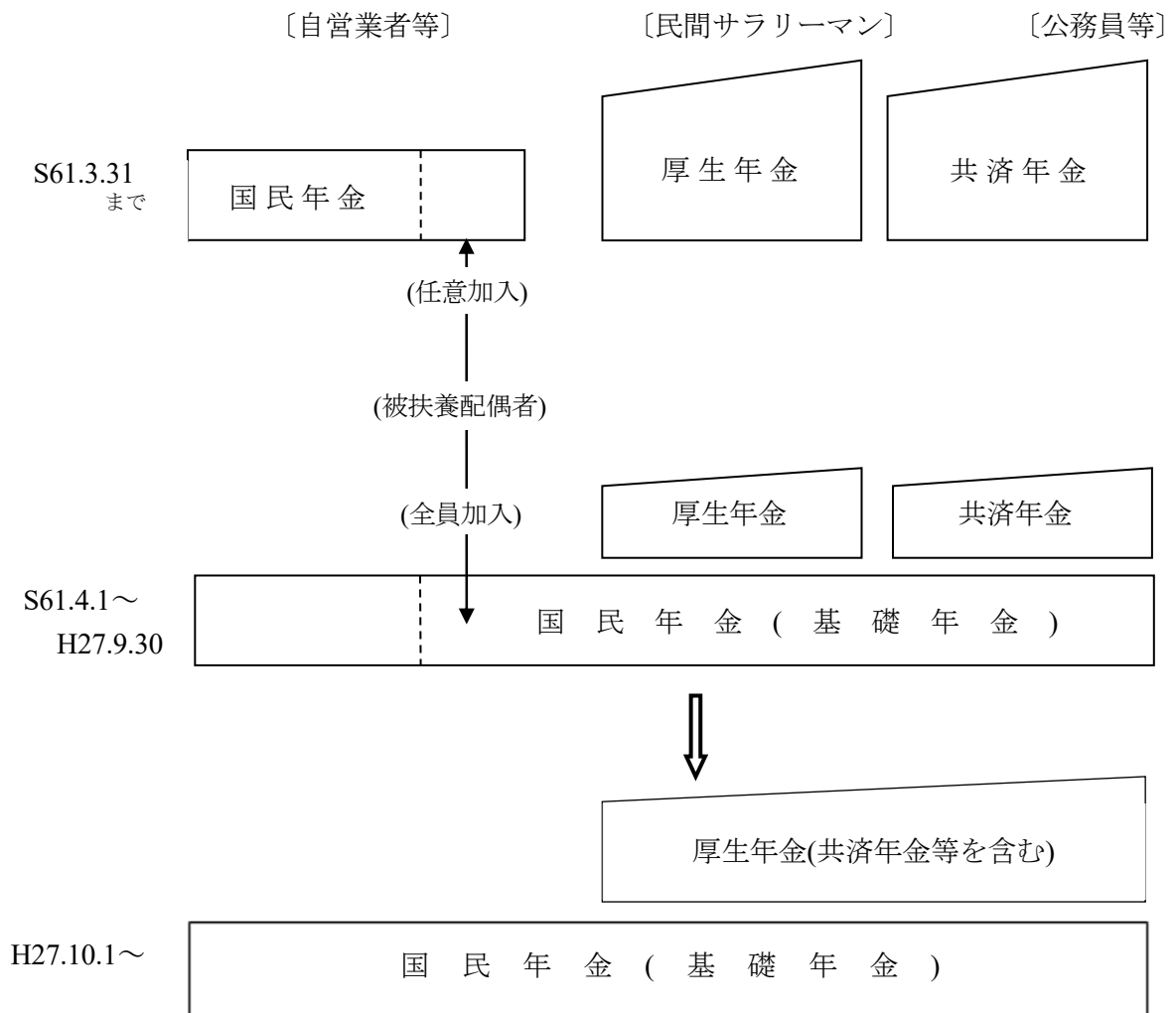
組合員が退職したり、重い病気やけがで動けなくなったり、死亡した場合には、共済組合から年金または一時金が支給される。この給付を長期給付という。

地方公務員の年金制度は昭和 37 年 12 月に統一的な年金制度として発足しているが、本格的な高齢化社会の到来に備えて、老後生活の基本的な支えとなる年金制度が長期にわたって安定的に運営されるように、長期的な展望にたった制度改革が行われ、昭和 61 年 4 月 1 日から実施されている。

この改正は、年金制度のしくみを抜本的に改正したものであり、国民一人ひとりに共通する基礎年金制度が導入され、私たち組合員は共済年金制度に加入すると同時に、新しい国民年金制度にも第 2 号被保険者として加入することになった。

また、女性の年金権の確立を図ることなどのため、被扶養配偶者も国民年金制度に第 3 号被保険者として加入することになっている。

平成 27 年 10 月からは「被用者年金制度の一元化法」の施行により、共済年金は厚生年金へ統一された。



(2) 財源率

ア 掛金率及び負担金率

厚生年金保険経理

(単位:千分率)

区 分	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	組合員保険料率	負担金率	追加費用率	組合員保険料率	負担金率	追加費用率
	標準報酬月額 標準賞与額	標準報酬月額 標準賞与額		標準報酬月額 標準賞与額	標準報酬月額 標準賞与額	
一般組合員	91.5	124.9	17.0	91.5	133.0	12.3
組合職員 組 合 員	91.5	91.5	17.0	91.5	91.5	12.3
職員団体 組 合 員	91.5	91.5 (33.4)	17.0	91.5	91.5 (41.5)	12.3
知事組合員	91.5	124.9	17.0	91.5	133.0	12.3
特 別 職 の 組 合 員	91.5	124.9	17.0	91.5	133.0	12.3
船員一般 組 合 員	91.5	124.9	17.0	91.5	133.0	12.3
継続長期 組 合 員	91.5	91.5 (33.4)	17.0	91.5	91.5 (41.5)	12.3

(注) () は、地方公共団体が負担することになっているもの

退職等年金経理及び経過的長期経理

(単位:千分率)

区 分	退職等年金経理				経過的長期経理			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	負担金率	追加費用率	負担金率	追加費用率
	標準報酬月 額 標準期末手 当	標準報酬月 額 標準期末手 当	標準報酬月 額 標準期末手 当	標準報酬月 額 標準期末手 当	標準報酬月 額 標準期末手 当		標準報酬月 額 標準期末手 当	
一般組合員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.0953	0.8	0.0939	0.8
組合職員 組 合 員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.0953	0.8	0.0939	0.8
職員団体 組 合 員	7.5	7.5	7.5	7.5	—	—	—	—
知事組合員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.0953	0.8	0.0939	0.8
特 別 職 の 組 合 員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.0953	0.8	0.0939	0.8
船員一般 組 合 員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.0953	0.8	0.0939	0.8
継続長期 組 合 員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.0953	0.8	0.0939	0.8

(注) 産前産後休業及び育児休業期間は、掛金及び掛金相当部分の負担金免除あり。

イ 掛金の基礎となる標準報酬月額、及び標準賞与額の上限額

標準報酬月額	一般職	65 万円
	特別職	
期末手当等	一般職	150 万円
	特別職	

「給料及び期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」

(標準報酬月額とは給料月額、地域手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当)

ウ 期末手当等の範囲

期末手当、勤勉手当、期末特別手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当

(3) 一般的事項

ア 長期給付の種類

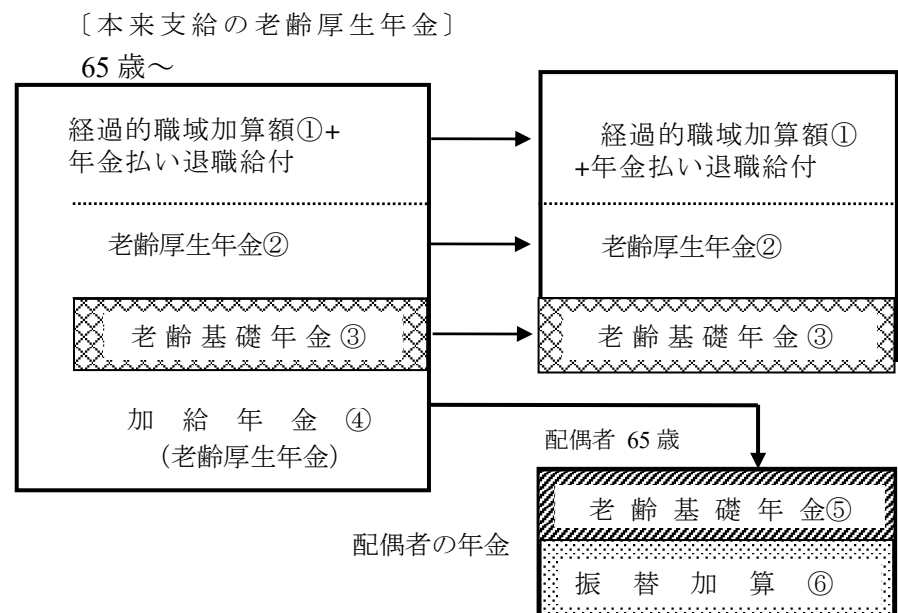
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 108 号)の施行(昭和 61 年 4 月 1 日)に伴い、共済年金は国民年金の基礎年金と併せて支給される給料比例年金となり、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金となった。

また、平成 27 年 10 月以降は、「被用者年金制度の一元化法」の施行により老齢厚生年金、障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金となり、職域年金相当部分は廃止され、公的年金とは別枠の新たな年金払い退職給付が創設された。

イ 老齢厚生年金

(ア) 老齢厚生年金と基礎年金の給付設計

昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた者は



(イ) 老齢厚生年金の繰上げ支給

60 歳に達した日以降 65 歳に達する前に老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することができます。

なお、年金額が繰上げ 1 ヶ月当たり 0.4%減額されます。また、この繰上げ支給の年金を請求した者は、国民年金法における老齢基礎年金の支給の繰上げ請求を同時に行うこととされています。(昭和 37 年 4 月 1 日以前生まれの者については、減額率が 0.5%)

(ウ) 老齢厚生年金の繰下げ制度

65 歳に達し、本来支給の老齢厚生年金の受給権者になった日から起算して 1 年を経過する前に当該老齢厚生年金を請求していなかったときは、最大 75 歳まで当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができます。

繰下げの申出をしたときは、65 歳で請求した場合の老齢厚生年金の額に繰下げた期間に応じて繰下げ 1 カ月当たり 0.7%増加され加算した額を、老齢厚生年金として受給することができます。(この場合、65 歳から繰下げの申出をされるまでの間、年金の支給はありません。)

複数の老齢厚生年金(公務員の老齢厚生年金・民間サラリーマンの老齢厚生年金・私学教職員の老齢厚生年金)の権利がある方は同時に繰下げ請求することになります。(老齢基礎年金とは別個に繰下げ請求ができます。)

(エ) 年金払い退職給付

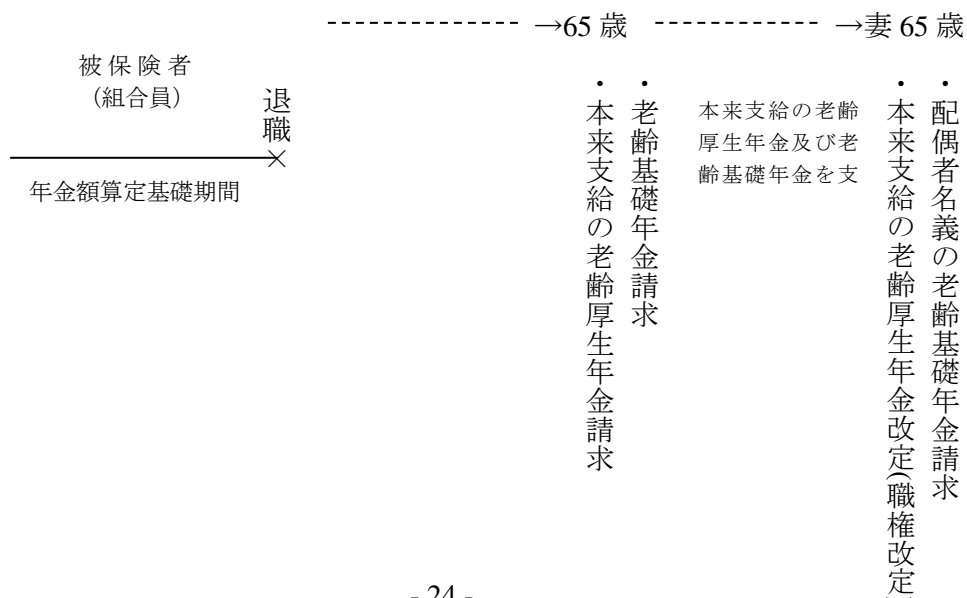
平成 27 年 10 月以降の期間を基礎とする職域年金相当部分は廃止され、被用者年金一元化後は、公的年金とは別枠の「年金払退職給付」の制度が創設されました。(支給は 65 歳からになります。)

●年金払い退職給付の概要

- ①半分は有期退職年金、半分は終身退職年金(65 歳支給、60 歳から繰上げ可能)
- ②有期退職年金は、10 年又は 20 年支給を選択(一時金の選択も可能)
- ③本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了し、有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給

(オ) 年金の請求

(昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの者の場合)



ウ 障害厚生年金

障害厚生年金は、組合員である間に初診日のある傷病により、原則として初診日から1年6月を経過した日又はそれまでに症状が固定すればその固定した日（以下「障害認定日」という。）において、障害等級の1級から3級のいずれかに該当する障害の状態になったとき（受給権発生）に支給されます。

また、障害認定日においては障害等級に該当する程度の障害の状態になくても、その日から65歳に達する日までの間に障害等級に該当する障害の状態になったとき（受給権発生）には、その方の請求により、障害厚生年金が支給されます。（事後重症制度）

エ 障害手当金

初診日において被保険者（在職中）であった者が初診日から5年を経過するまでの間に傷病が治った日において、障害厚生年金3級の支給対象とならない程度の障害となった場合、障害手当金が支給される場合があります。

オ 遺族厚生年金

被保険者が在職中又は退職後に死亡したときには、遺族に厚生年金制度から「遺族厚生年金」が支給されます。加えて、子のある配偶者には、「遺族基礎年金」が支給されます。死亡の原因が公務等による場合には、併せて公務遺族年金が支給されます。

カ 離婚時の年金分割制度

平成19年4月1日以降に離婚した場合、離婚する当事者間の合意又は裁判手続きにより、厚生年金を分割することができます。これは、離婚する当事者の婚姻期間中の標準報酬月額及び標準賞与額を当事者間で按分し、按分後の標準報酬月額及び標準賞与額を用いて離婚した当事者の年金を決定又は改定する方法により行います。

また、平成20年4月以降に離婚した場合、平成20年4月以降の国民年金第三号被保険者であった期間については、相手の合意を必要とせず、届け出れば平成20年4月以降の国民年金第三号被保険者期間の標準報酬月額及び標準賞与額の二分の一を分割することができます。

ただし、分割を受けた側が年金を受け取るには、自身の年金を受け取るための条件を満たす必要があります。

〔老齢厚生年金の支給開始年齢〕

(対象者の生年月日)

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和29年10月2日から 昭和30年4月1日まで (平成27年度)						経過の職域加算額 老齢厚生年金 経過の職域加算額+年金払い退職給付 老 齢 厚 生 年 金 老齢基礎年金 (国民年金)
昭和30年4月2日から 昭和32年4月1日まで (平成29年～30年度)						経過の職域加算額 老齢厚生年金 経過の職域加算額+年金払い退職給付 老 齢 厚 生 年 金 老齢基礎年金 (国民年金)
昭和32年4月2日から 昭和34年4月1日まで (令和2年～3年度)						経過の職域加算額 老 齢 厚 生 年 金 経過の職域加算額+年金払い退職給付 老 齢 厚 生 年 金 老齢基礎年金 (国民年金)
昭和34年4月2日から 昭和36年4月1日まで (令和5年～6年度)						経過の職域加算額 老 齢 厚 生 年 金 経過の職域加算額+年金払い退職給付 老 齢 厚 生 年 金 老齢基礎年金 (国民年金)
昭和36年4月2日以降 (令和8年度以降)						経過の職域加算額+年金払い退職給付 老 齢 厚 生 年 金 老齢基礎年金 (国民年金)

※「経過の職域加算額」は、平成27年10月前の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。

※「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。

※64歳まで受給する年金を特別支給の老齢厚生年金といい、65歳から受給する年金を本来支給の老齢厚生年金という。

5 事務手続

(1) 共済組合

ア 組合員資格

区 分	請 求 (報 告) 書 名	根 拠	添 付 書 類 名	請 求 (報 告) 期 限	注 意 事 項
採 用 (組 合 加 入)	組合員資格取得届出書 船員組合員資格取得届出書	地共規程 93 条 1 項 (様式第 13 号) 〃 92 条 (様式第 10 号) 地共運営規則 11 条の 2 (様式第 8 号) 昭和 38 年 6 月 10 日 付広共第 183 号通知 前歴報告の事務処理 要領 昭 47 年 3 月 2 日付地 共広第 892 号通知前 歴報告書の取扱につ いて	1 人事異動通知の写し 2 前歴報告書 (年金加入期間等報告書) 3 マイナンバーカード両面 の写し 4 給付金等口座振込 (変更) 届出書 5 通帳の写し	採 用 後 速 や か に 組合員資格取得届と同 時	組合員となった者 前歴報告書は短期組合員 は不要
	※年金受給権者再就職届書	地共規程 160 条 1 項	年金証書	恩給又は年金を受け ている者が組合員と なったとき	
被扶養者の申告 (被扶養者の認定を受け る場合又は取消をする場 合)	被扶養者申告書 扶養申立書	地共規程 94 条 (別紙様式 1 号)	組合員被扶養者証 その他の添付書類は「被扶養 者認定事務手続基準」を参照 のこと (被扶養者に、配偶者がいる 場合には、国民年金第 3 号被 保険者関係届)	速やかに	事由発生日から 30 日以 内に申告があれば発生日 から認定
組 合 員 の 退 職 又 は 死 亡 (組合資格喪失)	組合員異動報告書 退職届書	地共運営規則 10 条 地共規程 92 条 地共運営規則 11 条の 3 (様式第 10 号)	1 組合員証等 2 退職届書を提出する場合 には、任命権者の証明した履 歴証明書	速やかに	一般及び短期組合員の死 亡の場合は「退職届書」は 不要
組 合 員 証 の 記 載 事 項 訂 正	組合員証記載事項変更訂正申告書	地共規程 93 条の 2 〃 95 条 (参考様式)	氏名変更をするときは組合 員証等(住所変更では組合員 証等の添付は不要)(被扶養 者に配偶者がいる場合は、国 民年金第 3 号被保険者住所 変更届)	速やかに	
組 合 員 の 異 動 転入 (共済異動)	組合員資格取得届出書 船員組合員資格取得届書	地共規程 93 条 (様式第 13 号)	・ 転入 1 人事異動通知の写し又は 人事異動出入表の写し 2 前歴報告書 (年金加入期間等報告書) 3 給付金等口座振込 (変更) 届出書	速やかに	市町村職員等 共済異動とは、 ・ 学校共済 ・ 県立広島大学など 教育委員会 ・ 警察共済
被扶養者がいる場 合 (共済異動)	被扶養者申告書 被扶養者認定に関する申立書 (共済異動)	地共規程 94 条 (参考様式)	※転入前から被扶養者がい る場合は被扶養者申告書及 び異動前の健康保険証の写 し (被扶養者に、配偶者がいる 場合には、国民年金第三号被 保険者資格取得届出書)		
転出 (共済異動) (出 向 共 済 異 動)	組合員異動報告書	地共運営規則 10 条	・ 転出 1 組合員証等 2 互助会会員証		

各種 申告書：原則ホームページ 福利課（福利厚生）情報ページから出力（組合員が総務事務システムにより入力し、印刷出力することもできる。）

区 分		請 求 （ 報 告 ） 書 名	根 拠	添 付 書 類 名	請求（報告） 期 限	注 意 事 項
派遣 職 員	派遣され たとき	公益的法人等派遣職員である組合員該当届	公益的法人等派遣法2 条、3条			
	派遣先から引 き続き県の職 員になったとき (派遣期間が 満了したとき)	公益的法人等派遣職員である組合員非該当 届	〃			
退職 派遣 者	派遣され たとき	継続長期組合員 資格取得届書	公益的法人等派遣法第 11条	1 人事異動通知の写し 2 派遣先団体発行採用辞令の写 し		
	派遣先から引き 続き県の職員に なったとき(派 遣期間が満了し たとき)	継続長期組合員 資格喪失届書	〃	1 人事異動通知の写し 2 派遣先団体発行の履歴証明書 の原本		
組合員証の亡失等		組合員証、被扶養者証、高齢受給者証、高齢 受給者証標準負担額減額認定証、限度額適 用・標準負担額認定証、特定疾病療養受領 証、船員組合員証、任意継続資格確認書証再 交付申請書	地共規程 96条1項 (様式第16号)	き損の場合は組合員証等	速やかに	
学生継続の手続を する場合(大学等に 進学されたとき)		被 扶 養 者 申 告 書	〃 94条	在学証明書(18歳以上の者) 所得に関する証明書(22歳以 上)	速やかに	
第三者の行為によ る損害について給 付を受ける場合		損 害 賠 償 申 告 書	〃 103条	1 交通事故証明書(警察) 2 事故発生状況報告書及び 念書	速やかに	後日示談書を必ず提出 のこと
任意継続組合員を 希望する場合		任 意 継 続 組 合 員 資 格 取 得 申 出 書 被 扶 養 者 申 告 書	〃 182条 運営規則13条		退職の日から20日以 内	2年間適用
任意継続被扶養者 を取り消す場合		被 扶 養 者 申 告 書	地共法144条の2	任意継続被扶養者資格確認 書(対象者のみ) その他必要な書類	速やかに	
任意継続組合員を 辞める場合		任 意 継 続 組 合 員 資 格 喪 失 申 出 書	〃 144条の2	任意継続資格確認書(対象者 のみ) 任意継続被扶養者資格確認 書(対象者のみ) その他必要な書類	速やかに	

イ 掛金・負担金

区 分	請 求（ 報 告 ） 書 名	根 拠	添 付 書 類 名	請 求（報告） 期 限	注 意 事 項
共済組合 短期掛金負担金	システムにより掛金が控除できなかった者には払込みを通知する	地共法 113 条 " 114 条 " 115 条 " 116 条 地共定款 37 条		給料及び期末手当等 支給日	広島銀行県庁支店口座へ払込み
介護掛金負担金	"	地共法 113 条 " 114 条 地共定款 37 条		給料及び期末手当等 支給日	広島銀行県庁支店口座へ払込み
任意継続短期掛金、 介護掛金	任意継続掛金払込依頼書	地共法 144 条の 2 地共令 48 条 49 条 地共定款 38 条		(1) 初回 退職の日から起算し て 20 日を経過する日 (2) 第 2 回～24 回 資格を継続しようとする 月の前月の末日	広島銀行県庁支店口座へ払込み

区 分	請 求（報告）書名	根 拠	添付書類名	請 求（報告） 期 限	注 意 事 項
共済組合長期掛金 負担金 (厚生年金保険経理 退職等年金経理 経過的長期経理)	掛金、負担金 システムにより掛金が控除できなかった者には払込みを通知する	地共法 113 条 " 114 条 " 115 条 " 116 条 地共規程 163 条 地共連定款 20 条		給料及び期末手当等 支給日	広島銀行県庁支店口座へ払込み
	追加費用 給与管理者に払込額を通知	地共法の長期給付等に関する 施行法 3 条の 5 " 96 条 1 項及び 2 項 自治省告示		年 1 回 9 月末日	広島銀行県庁支店口座へ払込み

ウ 短期給付

区 分		請 求 （ 報 告 ） 書 名	根 拠	添 付 書 類 名	請求（報告） 期 限	注 意 事 項
保 健 給 付	療 養 費 家 族 療 養 費	療 養 費、家族療養費請求書	地共規程 107 条 " 110 条	診療報酬領収済明細書 又はその他証拠書類	時効 2 年	
	出 産 費 家 族 出 産 費	出産費、家族出産費請求書	" 111 条	領収書 直接支払制度を利用する 場合は同意書と明細 書	"	直接支払制度を利用しない場合は、 医師の所見が必要
	埋 葬 料 家 族 埋 葬 料	埋葬料、家族埋葬料請求書	" 112 条	死体火葬許可証又は埋葬 許可証の写し、ただし、やむ を得ない理由がある場合 には、死亡の事実を証明 する公的書類	"	
休 業 給 付	傷 病 手 当 金	傷 病 手 当 金 請 求 書	地共規程 113 条	人事異動通知書の写し	時効 2 年	医師の証明欄、所属機関の長又は給与 担当者の証明
	出 産 手 当 金	出 産 手 当 金 請 求 書	" 114 条	"	"	"
	休 業 手 当 金	休 業 手 当 金 請 求 書	" 115 条	"	"	所属機関長又は給与担当者の証明
	育 児 休 業 手 当 金	育 児 休 業 手 当 金 請 求 書	" 115 条の 2	人事異動通知書の写し	"	"
	育 児 休 業 支 援 手 当 金	育 児 休 業 支 援 手 当 金 請 求 書	地共法 70 条の 3	人事異動通知書の写し、 配偶者の状況について 証明する書類他	"	"
	介 護 休 業 手 当 金	介 護 休 業 手 当 金 請 求 書	" 115 条の 3 " 115 条の 4	休暇簿（介護休暇用）、 出勤簿の写し	"	"
	育 児 時 短 勤 務 手 当 金	育 児 時 短 勤 務 手 当 金 請 求 書	地共法 70 条の 5	人事異動通知書の写し、 支給対象月中の 1 週間 の所定勤務時間及び支 給対象月に支払われた 報酬の額について所属 機関の長又は給与事務 担当者の証明書他	"	"
災 害 給 付	弔 慰 金 家 族 弔 慰 金	弔 慰 金、家族弔慰金請求書	地共規程 116 条	弔慰金の場合は戸籍謄 本又は抄本	時効 2 年	市町村長又は警察署長の証明
	災 害 見 舞 金	災 害 見 舞 金 請 求 書	" 117 条	災害状況報告書 被災家財に関する明細 書	"	住居平面図 家財の損害内訳書 その他証拠写真等
附 加 給 付	家 族 療 養 費 附 加 金	家族療養費附加金請求書	地共規程 118 条 地共定款 29 条 地共定款 30 条		時効 2 年	
	傷 病 手 当 金 附 加 金	傷 病 手 当 金 附 加 金 請 求 書	地共規程 118 条 地共定款 31 条	人事異動通知書の写し	"	傷病手当金請求書と兼用
	出 産 費 附 加 金	出産費・出産費附加金・家族 出産費・家族出産費附加金請 求書	地共規程 118 条 地共定款 29 条 地共定款 30 条の 4		"	出産費請求書と兼用
	家 族 出 産 費 附 加 金	出産費・出産費附加金・家族 出産費・家族出産費附加金請 求書	地共規程 118 条 地共定款 29 条 地共定款 30 条の 5		"	家族出産費請求書と兼用
一部負担金払戻金			地共法附則第 17 条		時効 2 年	

エ 長期給付

区 分		請 求 (報 告) 書 名	根 拠	添 付 書 類 名	請 求 (報 告) 期 限	注 意 事 項
退職給付	老 齢 厚 生 年 金	年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付)	厚則第 30 条第 1 項 (様式第 101 号)	1 マイナンバーカード 両面の写し等 2 その他の書類	時効 5 年	
障害給付	障 害 厚 生 年 金	年金請求書 (国民年金・厚生年金保険障害給付) [障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金]	厚則第 44 条第 1 項 厚則第 50 条の 2 第 1 項 (併合) (様式 104 号)	1 診断書 (様式第 120 号-1~7) 2 病歴・就労状況等申立書 3 受診状況等証明書 4 マイナンバーカード 両面の写し等 5 履歴証明書 6 その他の書類	時効 5 年若しくは障害認定日後 65 才に達する日の前日までのいずれか短い日	政令で定める障害等級 (1 級~3 級) に該当する程度の障害の状態になった者 (厚年法施行令別表第 1 に該当すること) 1 の様式は症状に応じて 8 種類
遺族給付	遺族厚生年金	年金請求書 (国民年金・厚生年金保険遺族給付) [遺族基礎年金・特例遺族年金・遺族厚生年金] (在職死亡)	厚則第 60 条第 1 項 (様式 105 号) (様式 106 号)	1 履歴証明書 2 戸籍謄本 (除籍) 3 死亡診断書 4 マイナンバーカード 両面の写し等 5 在学証明書 6 年金受給権者選択申出書 7 その他の書類	時効 5 年	5 は遺族が高校生以上で、就学している場合 6 は請求書が他の年金の受給権を有する場合又は請求中の場合
退職したとき		退 職 届 書	地共規程第 92 条	履歴証明書		※年度末退職の場合のみ人事課から直接入手する。

オ 貸付

貸付種別		借用事由	申込時の添付書類（申込書に添付）		完了報告時の添付書類 （完了届に添付）
			共通提出書類	借用事由及び費用が確認できる書類	
普通貸付		随時に資金を必要とするとき	・借入状況等申告書	請求書又は見積書（の写し） （支払相手先が発行し、購入予定の事実、費用総額及び支払期日が確認できるもの。以下同じ） 他貸付種別の代わりに借りる場合は、他貸付種別で必要な添付書類が必要	ア 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） 他貸付種別の代わりに借りる場合は、他貸付種別で必要な添付書類が必要
住宅貸付	新築			ア 建築確認済書の写し（確認申請を必要としない場合不要） イ 工事請負契約書又は請書の写し（契約金額、費用明細、施工期間等確認できるもの。以下同じ） ウ 建設予定地の登記簿謄本（の写し） エ 業務行程表（の写し） オ 業者への支払時期を示す書類 カ 設計図（平面図）（の写し） キ 現地案内図（概要図及び詳細図） ク 土地売買契約書、土地使用承諾書又は借地契約書の写し（共有名義・他人名義又は未相続の土地に建てる場合） ケ 農地転用許可書の写し（地目が農地の場合）	ア 住宅に関する組合員名義の登記簿謄本（の写し） イ 土地に関する登記簿謄本（の写し）（建築後組合員名義に変更している場合） ウ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） エ 現場の写真 オ 住民票（の写し）（共有名義の場合、借受人及び共有者のもの）
	購入 （土地付住宅及び区分所有物件）			ア 売買契約書の写し イ 業者への支払時期を示す書類 ウ 売主名義の住宅の登記簿謄本（の写し） エ 建築確認済証又は固定資産評価証明書の写し（申込時点で未登記の場合） オ 売主名義の建築予定地の登記簿謄本（の写し） カ 設計図（平面図）（の写し） キ 現地案内図（概要図及び詳細図） ク 土地使用承諾書又は借地契約書の写し（購入する住宅が借地上のとき） ケ 工事請負契約書又は請書の写し（住宅が完成していないとき）	ア 所有権移転登記後の住宅に関する組合員名義の登記簿謄本（の写し） イ 所有権移転登記後の土地に関する組合員名義の登記簿謄本（の写し） ウ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） エ 現場の写真 オ 住民票（の写し）（共有名義の場合、借受人及び共有者のもの）
	住宅の敷地の取得			ア 建築予定地に関する売買契約書の写し イ 業者への支払時期を示す書類 ウ 売主名義の建築予定地の登記簿謄本（の写し） エ 現地案内図（概要図及び詳細図） オ 5年以内の建築誓約書又は建築予定地の住宅の工事請負契約書及び平面図（の写し） カ 農地転用許可書の写し（地目が農地の場合） キ 住宅の登記簿謄本（の写し）（組合員が所有する住宅に係る借地を取得する場合）	ア 所有権移転登記後の建築予定地に関する組合員名義の登記簿謄本（の写し） イ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） ウ 現場の写真 【住宅建築後】 エ 建物工事完了届 オ 現場の写真 カ 住民票（の写し）
	増築又は改築			ア 建築確認済書の写し（確認申請を必要としない場合不要） イ 工事請負契約書又は請書の写し ウ 業務行程表（の写し） エ 業者への支払時期を示す書類 オ 増改築する住宅の登記簿謄本（の写し） カ 増改築する住宅の土地の登記簿謄本（の写し） キ 設計図（平面図）（の写し） ク 現地案内図（概要図及び詳細図） ケ 着工前の現場の写真 コ 土地売買契約書、土地使用承諾書又は借地契約書の写し（共有名義・他人名義又は未相続の土地に建てる場合） サ 農地転用許可書の写し（地目が農地の場合）	ア 住宅に関する登記簿謄本（の写し）（増改築後に登記内容が変更になっている場合） イ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） ウ 現場の写真 エ 住民票（の写し）

貸付種別		借用事由	申込時の添付書類（申込書に添付）		完了報告時の添付書類 （完了届に添付）
			共通 提出書類	借用事由及び費用が確認できる書類	
住宅 貸付		修理	・借入 状況等 申告書	ア 工事請負契約書又は請書の写し イ 業務行程表（の写し） ウ 業者への支払時期を示す書類 エ 修理を行う住宅の組員名義の登記簿謄本（の写し）（借家等の場合その事実が確認できる書類） オ 設計図（平面図）（の写し） カ 現地案内図（概要図及び詳細図） キ 着工前の現場の写真	ア 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） イ 現場の写真 ウ 住民票（の写し）
	住宅介護 対応住宅 貸付	住宅貸付又は住宅災害貸付への加算		ア 住宅又は災害貸付の各借用事由の添付書類（の写し） イ 設計図（平面図）（の写し） ウ 要介護者に配慮した構造に係る見積書 エ 在宅介護対応住宅貸付内訳書及び在宅介護対応住宅の構造申立書	ア 住宅又は災害貸付の各借用事由の添付書類 イ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） ウ 要介護者に配慮した構造のうち主な部分であって必要と判断される箇所の写真
災害 貸付	一般災害 貸付	水震火災その他の災害による損害 盗難による損害 交通事故による損害 水震火災その他の災害による住宅又は敷地の5分の1未満の損害による小規模の修理		ア 被災証明書 イ 請求書又は見積書（の写し） ア 盗難届の証明又は盗難届の番号通知の写し イ 請求書又は見積書（の写し） ア 交通事故証明書の写し イ 請求書又は見積書（の写し） ア 被災証明書 イ 請求書又は見積書（の写し）	
	住宅災害 新規貸付 住宅災害 再貸付			ア 住宅貸付又は在宅介護対応住宅貸付の各借用事由ごとの添付書類（の写し） イ 被災証明書 ウ 写真	ア 住宅貸付又は在宅介護対応住宅貸付の各借用事由ごとの添付書類（の写し）
特別 貸付	医療貸付	医療保険適用の療養に係るもの 医療保険適用外の療養に係るもの 診療以外に係るもの（付添料、通院費）		ア 請求書又は見積書（の写し） ア 見積（請求）明細書 イ 診断書又は療養に要する証明書（の写し） ア 契約書又は請書の写し イ 請求書又は見積書（の写し） ウ 診断書（の写し）	ア 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し）
	入学貸付	入学金の費用 当初学校に支払う 入学金以外の費用 住居の確保		ア 合格通知書又は入学許可書の写し イ 請求書又は見積書（の写し） ウ 契約書又は請書（の写し）（住居の確保の場合）	
	修学貸付			ア 在学証明書（当該年度の証明） イ 請求書又は費用明細書（の写し）	
	結婚貸付			ア 戸籍謄本又は住民票（の写し）（入籍後） イ 仲人の証明書又は結婚式の招待状（の写し）（入籍前） ウ 請求書又は見積書（の写し）	
	葬祭貸付			ア 戸籍謄本又は住民票（の写し） イ 請求書又は見積書（の写し） （葬儀費用、法事等の費用総額及び支払期日が確認できるもの）（墓地・墓石購入費用等の費用総額及び支払期日が確認できるもの）	

貸付種別	借用事由	申込時の添付書類（申込書に添付）		完了報告時の添付書類 （完了届に添付）
		共通 提出書類	借用事由及び費用が確認できる書類	
高額医療貸付			ア 請求書又は領収書（の写し）	
出産貸付			ア 貸付規程第三条の二第四項第一号に規定する組合員にあっては、母子健康手帳又は出産予定日まで二月（多児妊娠の場合は四月）以内であることを証明する書類（の写し）（いずれも出産予定日及び出産する者の氏名の記載があるものに限る。） イ 貸付規程第三条の二第四項第二号に規定する組合員にあっては、次の書類（の写し） （1） 母子健康手帳又は妊娠四月以上であることを証明する書類（いずれも出産予定日及び出産する者の氏名の記載があるものに限る。） （2） 一時的な支払いに要する費用の内訳のある医療機関等からの請求書又は領収書	

(2) 互助会

ア 会員資格

区 分	請 求 (報 告) 書 名	根 拠	添 付 書 類 名	請求 (報告) 期 限	注 意 事 項
資 格 の 取 得	会員資格取得届書 (様式第1号)	会員に関する規程第3条 諸様式指定要領		速やかに	共済組合 組合員資格取得届書と兼用
資 格 の 喪 失	会員異動報告書 (様式第3号)	会員に関する規程第8条 諸様式指定要領		速やかに	共済組合 組合員異動報告書と兼用

イ 掛 金

区 分	請 求 (報 告) 書 名	根 拠	添 付 書 類 名	請求 (報告) 期 限	注 意 事 項
互 助 会 掛 金		定款第51条 会員に関する規程 第11条、第12条		給料支給日 (個別の振込に よる払込期限は 毎月末日)	・常勤職員(短時間勤務再任用職員を含む) 給料月額0.6%(被扶養者有) 0.45%(被扶養者無) ・短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務職員 標準報酬月額0.53%(被扶養者有) 0.4%(被扶養者無)

ウ 給 付

区 分	請 求 (報 告) 書 名	根 拠	添 付 書 類 名	請求 (報告) 期 限	注 意 事 項
病 気 療 養 見 舞 金	病気療養見舞金請求書 (様式第8号の1)	互助会給付規程 第8条第5項	診療報酬領収済明細書 など、会員が負担した額 を証明する書類	時効2年 (互助会給付規程 第6条)	共済組合療養費請求書と兼用
死 亡 弔 慰 金	死亡弔慰金請求書 (様式第13号の1)	互助会給付規程 第13条第3項	被扶養者でないとき戸籍 抄本、死亡診断書(又は埋 火葬許可書の写等死亡の 事実のわかる公的書類)	〃 (〃)	共済組合埋葬料請求書と兼用
災 害 見 舞 金	災害見舞金請求書 (様式第12号の1)	互助会給付規程 第12条第5項	家財の損害内訳書 その他証拠写真等	〃 (〃)	共済組合弔慰金請求書と兼用
休 業 見 舞 金	休業見舞金請求書	互助会給付規程 第9条第3項	休職発令辞令の写し	〃 (〃)	
介 護 支 援 金	介護支援金請求書	互助会給付規程 第10条第3項	休暇簿及び出勤簿の写 し	〃 (〃)	
育 児 応 援 金	育児応援金請求書 (様式第11号の1)	互助会給付規程 第11条第3項		〃 (〃)	共済組合育児休業手当金請求書と兼用
遺 児 育 英 資 金	遺児育英資金請求書 (様式第13号の1)	互助会給付規程 第14条第3項	被扶養者でない場合は、 戸籍抄本、高等学校等の 生徒は在学証明書が必要	〃 (〃)	小学校入学前の乳幼児、小学校の児童、 中学校の生徒、高等学校等に通う18歳 未満の生徒